

小規模保育事業C型の設備及び運営に関する基準（認可基準）

（令和5年4月1日施行の改正反映後）

項 目	基 準
最低基準の目的	児童福祉法（以下「法」という。）第34条の16第1項の規定により市が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
最低基準の向上	1 市長は、広島市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する小規模保育事業者（C型）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。
最低基準と事業者	1 小規模保育事業者（C型）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている小規模保育事業者（C型）においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
事業者の一般原則	1 小規模保育事業者（C型）は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2 小規模保育事業者（C型）は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該小規模保育事業C型の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 3 小規模保育事業者（C型）は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 4 小規模保育事業者（C型）は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 5 小規模保育事業所C型には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 小規模保育事業所C型の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
保育所等との連携	1 小規模保育事業者（C型）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、小規模保育事業者（C型）による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて小規模保育事業C型を行う小規模保育事業者（C型）については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な小規模保育事業者（C型）に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 必要に応じて、代替保育（小規模保育事業所C型の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該小規模保育事業者（C型）に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。

項 目	基 準
	(3) 当該小規模保育事業者（Ｃ型）により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 市長は、小規模保育事業者（Ｃ型）による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の(1)及び(2)に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、１の(2)の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 小規模保育事業者（Ｃ型）と３の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 (2) ３の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3 ２の場合において、小規模保育事業者（Ｃ型）は、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)及び(2)に定める者を１の(2)に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) 当該小規模保育事業者（Ｃ型）が小規模保育事業を行う場所又は事業所（(2)において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業所Ａ型若しくは小規模保育事業所Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（(2)において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。） (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業Ａ型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、１の(3)の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 市長が法第２４条第３項の規定による調整を行うに当たって、小規模保育事業者（Ｃ型）による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の小規模保育事業者（Ｃ型）による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき (2) 小規模保育事業者（Ｃ型）による１の(3)に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（４の(1)に該当する場合を除く。） 5 ４（４の(2)に該当する場合に限る。）の場合において、小規模保育事業者（Ｃ型）は、法第５９条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを１の(3)に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) 子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第５９条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第６条の３第１２項に規定する業務を目的とするものに限る。） (2) 法第６条の３第１２項及び第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要す費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの 6 小規模保育事業者（Ｃ型）は、連携施設の確保が著しく困難であって、多様な主体が参入することを促進するための事業（子ども・子育て支援法第５９条第４号に

項 目	基 準
	規定する事業をいう。)による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる と市が認める場合は、1の本文にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する 日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
事業者と非常災害	1 小規模保育事業者（C型）は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害 に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対す る不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 1の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを 行わなければならない。 3 小規模保育事業者（C型）は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行える よう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。
安全計画の策定等	1 小規模保育事業者（C型）は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、小規模保育 事業所C型ごとに、当該小規模保育事業所C型の設備の安全点検、職員、利用乳幼 児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた小規模保育事業所C型での生活そ の他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他小規模保育 事業所C型における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。） を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 小規模保育事業者（C型）は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、 前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 小規模保育事業者（C型）は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携 を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しな ければならない。 4 小規模保育事業者（C型）は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて 安全計画の変更を行うものとする。
自動車を運行する 場合の所在の 確認	1 小規模保育事業者（C型）は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための 移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗 車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる 方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 2 小規模保育事業者（C型）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席 及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外 の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の 見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、 当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、 これを用いて1に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなけ ればならない。
事業者の職員の 一般的要件	小規模保育事業C型において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有 し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限 り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
事業者の職員の 知識及び技術の 向上等	1 小規模保育事業者（C型）の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目 的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければなら ない。

項 目	基 準
	2 小規模保育事業者（C型）は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	小規模保育事業所C型は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該小規模保育事業所C型の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。
利用乳幼児を平等に取り扱う原則	小規模保育事業者（C型）は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
虐待等の禁止	1 小規模保育事業者（C型）の職員は、利用乳幼児に対し、次の(1)から(4)までに掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (1) 利用乳幼児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (2) 利用乳幼児にわいせつな行為をすること又は利用乳幼児をしてわいせつな行為をさせること。 (3) 利用乳幼児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用乳幼児による(1)、(2)又は(4)に掲げる行為の放置その他の職員としての保育を著しく怠ること。 (4) 利用乳幼児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用乳幼児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 2 小規模保育事業者（C型）は、利用乳幼児の虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
衛生管理等	1 小規模保育事業者（C型）は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 小規模保育事業者（C型）は、小規模保育事業所C型において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3 小規模保育事業所C型には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
食事	1 小規模保育事業者（C型）は、利用乳幼児に食事を提供するときは、小規模保育事業所C型内で調理する方法（『他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準』の基準により、当該小規模保育事業所C型の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。 2 小規模保育事業者（C型）は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むもの

項 目	基 準
	でなければならない。 3 食事は、2によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 5 小規模保育事業者（C型）は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
食事の提供の特例	1 次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たす小規模保育事業者（C型）は、『食事』の基準にかかわらず、当該小規模保育事業者（C型）の利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設において調理し小規模保育事業所C型に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該小規模保育事業者（C型）は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該小規模保育事業所C型において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該小規模保育事業者（C型）にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 (2) 当該小規模保育事業所C型又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3) 調理業務の受託者を、当該小規模保育事業者（C型）による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 2 搬入施設は、次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの施設とする。 (1) 連携施設 (2) 当該小規模保育事業者（C型）と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 (3) 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（小規模保育事業者（C型）が離島その他の地域であって、(1)及び(2)に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて小規模保育事業C型を行う場合に限る。）
利用乳幼児及び職員の健康診断	1 小規模保育事業者（C型）は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 小規模保育事業者（C型）は、1にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の

項 目	基 準
	利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、小規模保育事業者（Ｃ型）は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。 3 1の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は保育を委託する措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、小規模保育事業者（Ｃ型）に勧告しなければならない。 4 小規模保育事業Ｃ型の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。
事業所内部の規程	小規模保育事業者（Ｃ型）は、次の(1)から(11)までに掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7) 小規模保育事業Ｃ型の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他小規模保育事業Ｃ型の運営に関する重要事項
事業所に備える帳簿	1 小規模保育事業所Ｃ型には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 2 <u>小規模保育事業者（Ｃ型）は、その職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿のうち、市が支弁する保育を委託する措置に要する費用に係る帳簿及びその根拠となる記録について、その費用を受領した日の属する年度の末日の翌日から５年間、これを保存しなければならない。</u>
秘密保持等	1 小規模保育事業者（Ｃ型）の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 小規模保育事業者（Ｃ型）は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
苦情への対応	1 小規模保育事業者（Ｃ型）は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 小規模保育事業者（Ｃ型）は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は保育

項 目	基 準																	
	を委託する措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。																	
設備の基準	小規模保育事業所C型の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は(1)の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。 (5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、(4)の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからチまでに掲げる要件に該当するものであること。 イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th><th>区 分</th><th>施設又は設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2 階</td><td>常用</td><td>1 屋内階段 2 屋外階段</td></tr> <tr> <td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td></tr> <tr> <td rowspan="2">3 階</td><td>常用</td><td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td></tr> <tr> <td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td></tr> <tr> <td>4 階</td><td>常用</td><td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各</td></tr> </tbody> </table>		階	区 分	施設又は設備	2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	4 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各
階	区 分	施設又は設備																
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段																
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段																
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段																
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段																
4 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各																

項 目	基 準	
	以 上 の階	号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 ニ 小規模保育事業所C型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所C型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 (イ) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 (ロ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 ホ 小規模保育事業所C型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 チ 小規模保育事業所C型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。		
職員	1 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。	

項 目	基 準
	2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助する者をいう。）とともに保育する場合には、5人以下とする。 3 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。 (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者 ア 精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 イ 禁錮以上の刑に処せられた者 ウ 法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって児童福祉法施行令第4条で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者 エ 保育士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して3年を経過しない者 オ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者 <u>4 保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者は、保健師、看護師、准看護師又は幼稚園教諭であり、かつ、保育所、乳児院、児童養護施設、幼稚園その他の乳幼児の保育、養育、養護又は教育を行う施設又は事業所に連続して6か月以上勤務した経験を有する者であって、市長が行う研修（市長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了したものとする。</u> <u>5 家庭的保育者及び家庭的保育補助者の数は、一の小規模保育事業所C型につき、2人を下回ることはないようにしなければならない。</u>
利用定員	小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。
保育時間	小規模保育事業C型における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者（C型）が定めるものとする。
保育の内容	小規模保育事業者（C型）は、内閣総理大臣が定める保育所保育指針に準じ、小規模保育事業C型の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。
保護者との連絡	小規模保育事業者（C型）は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。
電磁的記録	小規模保育事業者（C型）及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものに

項 目	基 準
	ついては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

※ 下線部は、広島市の独自基準である。